別表第２（第６条関係）

送電事業者に係る振替供給等収支配分基準

１．電気事業営業収益のうち、次に掲げるものを、振替供給等の業務に関する部門（以下「送変電部門」という。）の収益に整理すること。

⑴・⑵　［略］

⑶　電気事業雑収益（次の額の合計額をいう。）

①　接続検討料収益及び災害等扶助交付金

②　［略］

別表第３（第10条関係）

配電事業者に係る託送供給等収支配分基準

１．電気事業営業収益のうち、配電事業の業務その他変電及び配電に係る業務に関する部門（以下「配電部門」という。）の収益を、次の方法により抽出することにより整理すること。なお、配電事業者の供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、その地域（託送収支計算書を公表する日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、電気事業法第27条の12の11第１項の規定により託送供給等約款が適用される地域を異なる託送供給等約款が適用される地域と併合する変更を行う場合には、当該併合後の地域。以下同じ。）ごとの譲渡価格等（法第27条の12の12の規定による引継計画に定めた対象設備を譲渡又は貸与する場合の価格をいう。以下同じ。）が定められている配電事業者にあっては、当該複数の地域ごとに整理すること。

⑴　［略］

⑵　⑴で整理された電気事業営業収益のうち、次に掲げるものを、配電部門の収益に整理すること。

①～⑤　［略］

⑥　電気事業雑収益（次の額の合計額をいう。）

イ　接続検討料収益、発電設備の系統連系に伴い不可避的に提供するサービスに係る料金を申し受けることによる収益及び災害等扶助交付金

ロ・ハ　［略］

⑦　［略］

別表第４

活動帰属基準、配賦基準分類表

費用等の項目	一般管理費		販売費	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
諸費		直課された各部門人員数比		同上
貸倒損			直課された貸倒損	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

別表第５

［略］

別表第２（第６条関係）

送電事業者に係る振替供給等収支配分基準

１．電気事業営業収益のうち、次に掲げるものを、振替供給等の業務に関する部門（以下「送変電部門」という。）の収益に整理すること。

⑴・⑵　［略］

⑶　電気事業雑収益（次の額の合計額をいう。）

①　接続検討料収益

②　［略］

別表第３（第10条関係）

配電事業者に係る託送供給等収支配分基準

１．電気事業営業収益のうち、配電事業の業務その他変電及び配電に係る業務に関する部門（以下「配電部門」という。）の収益を、次の方法により抽出することにより整理すること。なお、配電事業者の供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、その地域（託送収支計算書を公表する日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、電気事業法第27条の12の11第１項の規定により託送供給等約款が適用される地域を異なる託送供給等約款が適用される地域と併合する変更を行う場合には、当該併合後の地域。以下同じ。）ごとの譲渡価格等（法第27条の12の12の規定による引継計画に定めた対象設備を譲渡又は貸与する場合の価格をいう。以下同じ。）が定められている配電事業者にあっては、当該複数の地域ごとに整理すること。

⑴　［略］

⑵　⑴で整理された電気事業営業収益のうち、次に掲げるものを、配電部門の収益に整理すること。

①～⑤　［略］

⑥　電気事業雑収益（次の額の合計額をいう。）

イ　接続検討料収益及び発電設備の系統連系に伴い不可避的に提供するサービスに係る料金を申し受けることによる収益

ロ・ハ　［略］

⑦　［略］

別表第３

活動帰属基準、配賦基準分類表

費用等の項目	一般管理費		販売費	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
諸費		直課された各部門人員数比		同上
［新設］	［新設］	［新設］	［新設］	［新設］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

別表第５表

［略］

備考　表中の［　］は注記である。